

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成27年7月31日(金) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科委員長) 委員 深山雅也(弁護士) 委員 根本清(元会社員)
対象期間	平成26年10月1日～平成27年3月31日
1. 契約の現状等の説明	(1) 平成26年度下半期における契約状況について (2) 司法修習生考試の試験監督業務について (3) 第三者委託～システム案件を中心～について
2. 個別審議案件 (5件)	契約件名：人事事務処理システムの改修 【差額計算対応】 契約金額：12,150,000円 契約締結日：平成26年10月21日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：人事事務処理システムの改修 【平成27年度給与制度見直し等対応】 契約金額：75,600,000円 契約締結日：平成27年1月29日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：法廷等ワイヤレス機器等の購入 契約金額：2,489,508円 契約締結日：平成27年1月8日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：ビデオリンクシステムの賃貸借等 契約金額：6,134,862円 契約締結日：平成26年10月10日 契約方式：一般競争入札(総合評価) 契約庁：最高裁判所
	契約件名：守衛服等の購入 契約金額：410,313円 契約締結日：平成26年5月28日 契約方式：随意契約(少額) 契約庁：最高裁判所

次回抽出委員の指定	深山委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 契約の現状等の説明</p> <p>(2) <u>司法修習生考試について</u></p> <p>(問) 試験監督者について仕様書上求めている資格要件を満たしていないことからとった契約上の措置とはどのようなものになるのか。</p> <p>(問) 受注者は、資格要件を誤解したということであるが、資格要件を満たしていないことを分かった上で監督業務を行っていたのではないか。</p> <p>(問) ペナルティとして今後の入札を制限することなどはしないのか。</p> <p>(3) <u>第三者委託～システム案件を中心に～について</u></p> <p>(問) 最高裁判所の取扱いはいつから行っているのか。</p> <p>(問) 外部に金額の50パーセントの要件を明示していくという方向で検討されているのか。</p>	<p>(答) 資格要件を満たしていない該当者の延べ人数の人件費の相当額を積算し、当初の契約金額から減額をした上で支払を行った。</p> <p>(答) 契約書及び仕様書に資格要件を明記しているので通常誤解は生じにくいと考えられるが、裁判所側での事実調査においては、履行が進んで行く中で受注者が誤解したものとされている。</p> <p>(答) 入札からの排除または入札の制限をする場合、全省庁で入札ができない強力なペナルティとなってしまうことを踏まえ、そこまでの必要はないと判断し、減額のみペナルティとした。</p> <p>(答) 平成18年当時から同様の取り扱いは行っており、現在まで基本的部分に変更はない。</p> <p>(答) 現在、外部に対して50パーセントという要件の明示はしていないが、内部的な審査の基準として第三者委託にかかる金額が50パーセントを超えていないのであれば、主要部分は第三者委託をしていないという判断</p>

(意見)

・業者が提供するサービスの内容を工夫する中で、第三者委託を前提としたサービスも時代の流れに応じて多様な形態で提供されることになると思う。例えば、印刷と配送、印刷と種々の資料をセッティングし郵送するなど、これまで個別にサービスを提供していたものについて、どこかがまとめてサービスを提供することになった場合、だれが主体となるのかは案件に応じて変わってくる。そういう意味からすると、あまり機械的に要件を定めると実態に合わないことが考えられ、機械的に要件を定めずに案件を個別に実態に応じて判断することで時代の流れに対応できると思料する。

・50パーセントの金額は目安として設定することはいいと思うが、第三者委託を前提としたサービスが普通に行われており、第三者委託がないとサービスを提供できない場合もあると思う。そのような点からすると、原則を定めておく、あるいは内部の規律として定めておくことが必要である。また、委託契約の中に、委任及び請負があると思うが、委任であれば原則再委任はできず、請負であれば結果さえ出せばある程度緩やかに第三者委託は認められると思うので、その契約形態によっても異なってくるので、これらの点も踏まえて引き続き検討されたい。

をしている。今後、その点を明示するか否かが検討課題であると考えている。

2 個別審議案件

(1) 及び (2) 一括審議

(1) 人事事務処理システム改修（差額計算対応）

(2) 人事事務処理システム改修（平成27年度給与制度見直し等対応）

(問) 人事事務処理システムは、行政府省や一般の企業が使用するシステムと比較して裁判所特有の仕様、特殊性といったものがあるのか。

(問) そのようなシステムを改修する場合、多くの業者が参入可能な状態にあるのか。

(問) 意欲を持っている業者は少なく、実態として開発した業者の1者になってしまうということか。

(問) 汎用性を持たせることは難しいのか。参加しやすくするための何か工夫は行っていないのか。

(答) 一般行政府省と異なり、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判官という職種が法定されている。特に裁判官については別途法律で級号棒が定められ、特殊な給与形態となっていることから市販されている給与システムでは対応できず、裁判所独自の仕様にせざるを得ない。

(答) 複数の業者に声をかけてはいるが、Excel等の汎用性のあるソフトで作成していないため、自社製品以外の改修を行うことは厳しいという内容の回答を得ている。

(答) そういう面がある。

(答) 詳細設計書等を準備して、できるだけ幅広く情報を開示して、参加可能な業者を求めているところであり、引き続き機会がある度に業者には声をかけていく。

また、差額計算対応については11者、平成27年度給与制度見直し等対応では8者が入札説明書を受領しており、それなりの数の業者が興味を示しているところである。しかし、最初にシステムを構築した業

(意見)

・システム改修案件に共通する問題で仕方がないと思う。

・普段から調達手続時に他の業者に情報を開示することはよいと思う。

(3) 法廷等ワイヤレス機器等の購入

(問) この機器は被告人が話したものを通訳人が聞くものなのか。

(問) 音楽であればクリアな音声が必要というのは理解できるが、本機器自体、ノイズキャンセリング機能や歪率など、本仕様で求めるほど高精度である必要はないのではないか。

(問) 被告人の権利保護は大事であるが、法廷は一般的に静かであると思われ、心地よく聞こえる必要までではないのではないか。従って、ノイズキャンセリング機能まで必要かという気がする。また、この機能を求めることが業者の辞退事由になっているのであれば、その必要性はないのではないかという印象を受けるが、ノイズキャンセリング機能や歪率3パーセント以下という仕様に適う製品は多数あるのか。そもそも市場の製品としての数は少ないので

者が事実上有利になるという点も1者応札の原因となっているものと考えられる。

(答) 通訳人が話したものを被告人が聞くものである。

(答) 通訳事件では、被告人の防御権との関係で、公判期日の進行を止めずに裁判官や弁護士、検察官などが話している内容を被告人に伝える必要があることから、ノイズキャンセリング機能を用いてクリアな音声を確保し、裁判官や検察官が同時に話しているような場合でも、正確に通訳が行える環境を整備する必要がある。

(答) ノイズキャンセリング機能等が製品を限定していることについて否定はできない。今後に向けて、市場の動向を注視し、被告人の防御権を確保できる性能を備えた新製品の情報収集に努めていかななくてはならないと考えている。

はないか。

(意見) 本件は、長時間の公判や被告人の防御権との関係を考えると、ノイズはないほうがよく、ノイズキャンセリング機能等はあった方がいいとは思う。また、製品が限定されてしまうということについてもやむを得ないところもあるとは思う。いずれにしろノイズがないような新製品が増えると競争力が働くので、市場の様子を見るしかないと思う。

(4) ビデオリンクシステムの賃貸借等

(問) 総合評価点において最高点であるから、調達としては問題なかったと考えるが、総合評価の要素には落札金額も含まれているのか。

(問) 落札業者の落札金額は39パーセントと安かったが、参加した業者の金額はどうだったのか。

(意見) 総合評価の中で金額はどの程度の意味を持つのか、技術的な部分の方が大きいのか、いずれにしても、これからは益々ビデオで証人尋問を行うことや会議を行うことなどが増えていくことが予想されるが、使いづらな部分も感じられ、まだまだ技術的にも進歩していく部分だと思う。そういった中で、技術がしっかりしていて、価格も抑えられる総合評価方式を用いたことは、相当だったのではないかと考える。

(答) 含まれている。

(答) 申出のあった4者の金額については、最低が約1億4千万円(税抜)、最高が約2億5千万円(税抜)となっており、金額には相当の開きがあった。

(5) 守衛服等の購入

(問) そもそも、この会社と随意契約を締結した理由は何か。

(意見)

・夏を過ぎてから夏服の納品を受けてどうするのか、この会社の対応は酷いと思う。この会社しかないのであればやむを得ないが、この会社との関係を見直すなどの検討をした方がよいのではないか。

・少額随契なのでやむを得ないと思われるが、少額の契約金額をベースに5パーセントとなると損害金も微々たるものである。手間暇もかかるものであるから、5パーセントの損害金などではなく、何らかのペナルティーを科すことによって緊張感を持たせてもいいように思う。

・結論としては、契約を解除して再調達するとなると時間がかかってしまうため、本契約を維持して損害賠償を請求したことは手続としては相当であり、今回の対応はいずれも適正だったと思う。

(答) 裁判所では、その他の被服（法服等）も発注している実績はあるが、このような制服を作っている業者は多い訳ではないため、過去の実績等から見積競争を行う業者を選定した上で、3者に声かけをした結果である。